

桐朋女子中・高等学校図書館規程

第1条（目的）

桐朋女子中・高等学校普通科（以下「本校」という。）は、学校図書館法の精神に基づき、桐朋女子中・高等学校図書館（以下「図書館」という。）の有効な利用と適正な管理・運営を図るために、この規程を定める。

2. 図書館は、生徒並びに教職員の学習・研究活動を援助し、生徒の自学自習能力を育成することを目的とする。
3. 前項の目的のため、図書館は本校の教育に必要な図書及びその他の資料を収集・整理・保存し、提供する。

第2条（組織）

図書館に司書教諭及びその他の職員を置く。

2. 司書教諭は、図書館に関する教員・生徒の要望を運営に反映させる。
3. 図書館運営は、図書視聴覚部会における協議に基づき、これを行う。

第3条（司書教諭の業務）

司書教諭及びその他の職員は、本校教諭及び女子部門内各図書館・図書室と連携、協力し、次の業務を分掌する。

- (1) 本校図書館の蔵書計画に関する事項
- (2) 図書資料の選定、収集に関する事項
- (3) 図書資料の整理、目録の整備に関する事項
- (4) 読書会、研究会、鑑賞会等の開催に関する事項
- (5) 図書館利用に係って生徒の指導に関する事項
- (6) 学内の他の学校との連携に関する事項
- (7) 他の図書館等学校、社会教育機関との連携、協力に関する事項
- (8) 図書館報その他の編集、発行に関する事項
- (9) その他の図書館利用奉仕、運営、管理に関する事項

第4条（中高図書視聴覚部会）

図書館の運営を円滑にするために、桐朋女子中・高等学校図書視聴覚部会（以下「中高図書視聴覚部会」という。）を置く。

第5条（資料の収集・管理）

資料の収集・管理に関する規程は別に定める。

第6条（利用）

図書館の利用に関する規程は別に定める。

第7条（規程の改廃）

この規程の改廃は、中高図書視聴覚部会の議を経て学校長の決裁を得るものとする。

附則

この規程は、平成6年4月1日より施行する。

附則

この規程は、平成15年4月1日より改正施行する。